

九州大学アクセシビリティ・ピアサポーターに関する要項

制定：平成29年9月26日

最終改正：令和3年10月29日

(趣旨)

第1条

この要項は、九州大学(以下「本学」という。)における物理的・情動的・制度的・心理的アクセシビリティの向上及び障害学生支援等を行うピア・サポーター体制の構築を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条

前条の趣旨に基づき、活動を行う学生の名称は、アクセシビリティ・ピアサポーター(以下「PS」という。)とする。PSは、それぞれ次の各号のとおり区分する。

- (1)スタンダード・ピアサポーター(以下「SPS」という。)
- (2)アドバンスド・ピアサポーター(以下「APS」という。)
- (3)エキスパート・ピアサポーター(以下「EPS」という。)

(資格)

第3条

前条各号のPSとなることができる者は、本学の学部又は学府に在籍する正規学生のうち、ピアサポーター活動に相当時間従事することが可能な者で、別紙1に掲げるそれぞれの要件を満たすものとする。

(総会)

第4条

PSによる具体的な活動内容をとりまとめるため総会を置き、PSをもって構成する。総会においては、PS活動の年度計画を策定するとともに、年度内の活動報告等を取りまとめることとする。

(活動内容)

第5条

PSは、総会において策定した年度計画に基づき、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室(以下「IN室」という。)の教員の指導の下、別紙2に定める活動を行うこととする。

(応募方法)

第6条

新規にPSとして活動を希望する者、前年度から引き続き活動への参加更新を希望する者、及び区分変更を希望する者は、参加申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、指導教員等からの推薦を受けて、学務部学生支援課へ提出する。

(選考等)

第7条

新規に支援活動を希望する者に対しては、参加申込書が提出されたのち、IN 室の教員が個別面談を行い、活動参加が可能であることの確認を受けたうえで、障害者支援推進委員会委員長の承認を経て、障害者支援推進担当理事が委嘱する。委嘱の期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

なお、前年度から引き続き活動への参加更新を希望する者及び区分変更を希望する者は、個別面談を省略することができる。

また、障害者支援推進担当理事が委嘱した場合は、障害者支援推進委員会委員長は速やかに当該学生の選考について障害者支援推進委員会に報告するものとする。

(従事時間)

第8条

活動に伴い、次条に定める謝金を支給する場合の従事時間は、本学内における他の制度(TA、RA、その他のサポーター制度)と合わせて週30時間を超えない範囲内とし、当該学生の研究及び授業に支障のないよう配慮するものとする。

(謝金)

第9条

PSが別紙2に定める活動に従事した場合、別表により謝金を支払うものとする。

(報告)

第10条

PSは、当該年度における活動内容等をまとめた報告書を、障害者支援推進委員会委員長へ提出するものとする。

(事務)

第11条

PS活動に関する事務は、IN室、事務局関係課等の協力を得て、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第12条

この要項に定めるもののほか、PS に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成29年10月31日から実施する。

附 記

この要項は、平成30年10月30日から実施する。

附 記

この要項は、令和3年10月29日から実施する。

別表(第9条関係)

区分	1時間につき
スタンダード・ピアサポーター (SPS)	1,100円
アドバンスド・ピアサポーター (APS)	1,400円
エキスパート・ピアサポーター (EPS)	1,700円

別紙I

アクセシビリティ・ピアサポーター各区分の資格要件について

「九州大学アクセシビリティ・ピアサポーターに関する要項」第3条に定めるアクセシビリティ・ピアサポーター（以下「PS」という。）の資格のうち、各区分の資格要件は以下のとおりとする。

なお、各区分の要件を満たした場合、要件を満たした日の属する月の翌月の初日から資格を得たものとする。

1. スタンダード・ピアサポーター（以下「SPS」という。）

以下に定めるアクセシビリティ関連授業科目のうち、PSとして活動する年度の年度末までに、2科目以上を履修、または履修予定の者

アクセシビリティ関連授業科目

(1) 基幹教育科目

- ①バリアフリー支援入門
- ②ユニバーサルデザイン研究
- ③アクセシビリティ入門
- ④アクセシビリティ支援入門
- ⑤アクセシビリティ基礎
- ⑥アクセシビリティマネジメント研究 ※高年次基幹教育科目

(2) 教育学部 専攻教育科目

- ①アクセシビリティ心理学講義Ⅰ
- ②アクセシビリティ心理学講義Ⅱ
- ③アクセシビリティ心理学演習
- ④アクセシビリティ実践演習

2. アドバンスド・ピアサポーター（以下「APS」という。）

SPSの資格要件を満たした者で、以下の(1)～(7)に定めるいずれかの要件を満たし、かつ、アクセシビリティリーダー育成協議会認定資格Ⅰ級を有する者

(1) パソコンノートテイク

インクルージョン支援推進室（以下「IN室」という。）が主催するパソコンノートテイク講座を修了していること

(2) 映像教材への字幕挿入

IN室が主催する映像教材への字幕挿入講座を修了していること

- (3) 手話サポーター:①と②のいずれか、もしくは③と④の両方を満たすこと
- ①手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格していること
 - ②手話通訳者全国統一試験に合格していること
 - ③IN室の主催する手話講座を修了していること
 - ④全国手話検定試験3級以上に合格していること
- (4) 車椅子ガイドヘルプ:①~③のいずれか、もしくは④と⑤の両方を満たすこと
- ①厚生労働省認定の移動介護従業者養成講座を修了していること
 - ②介護福祉士の資格を有していること
 - ③社会福祉士の資格を有していること
 - ④IN室の主催する車椅子ガイドヘルプ講座を修了していること
 - ⑤IN室で一定水準の技術があると認められること
- (5) 視覚障害者ガイドヘルプ:①~③のいずれか、もしくは④と⑤の両方を満たすこと
- ①厚生労働省認定の同行援護従業者養成研修を修了していること
 - ②介護福祉士の資格を有していること
 - ③社会福祉士の資格を有していること
 - ④IN室の主催する視覚障害者ガイドヘルプ講座を修了していること
 - ⑤IN室で一定水準の技術があると認められること
- (6) 発達障害や精神障害者への支援:①~⑦のいずれかを満たすこと
- ①臨床心理士の資格を有していること
 - ②公認心理師の資格を有していること
 - ③精神保健福祉士の資格を有していること
 - ④社会福祉士の資格を有していること
 - ⑤特別支援学校教諭免許状を有していること
 - ⑥特別支援教育士の資格を有していること
 - ⑦障害児者への学習支援等の実務経験(15時間以上)があること
- (7) その他の支援
- IN室でその支援に関する一定水準の技術があると認められること

3. エキスパート・ピアサポーター（以下「EPS」という。）

APSのうち、以下の要件を全て満たした者

- 1) PSの通算支援活動経験期間が、2年以上あること。
- 2) APSの資格要件に定める(1)～(7)の条件を次の領域に区分し、いずれか2領域以上の要件を満たしていること。
(領域A: (1) (2)、領域B: (3)、領域C: (4)、領域D: (5)、領域E: (6)、領域F: (7))
- 3) スーパーバイズの対象となるPSの状況や状態に応じた適切で建設的な意見を示すことができる能力を有するとIN室が認めたこと。
- 4) PSの活動全体を捉え、その問題や方向性について、広い視野を持つことができる能力を有するとIN室が認めたこと。
- 5) スーパーバイザーとして、自らの視点を広げ、常に自己啓発する態度を身につけている能力を有するとIN室が認めたこと。

アクセシビリティ・ピアサポーターの活動内容について

「九州大学アクセシビリティ・ピアサポーターに関する要項」第5条に定めるアクセシビリティ・ピアサポーター（以下「PS」という。）の活動内容は、次に掲げるものとし、本学のアクセシビリティ向上のための支援活動を行う。

1. 直接支援（要支援者に対する直接的な支援活動）

- ・パソコンノートテイク
- ・映像教材への字幕挿入
- ・手話サポーター
- ・車椅子ガイドヘルプ
- ・視覚障害者ガイドヘルプ
- ・発達障害や精神障害者への支援
- ・その他の支援

なお、スタンダード・ピアサポーター（以下「SPS」という。）は、別紙1のアドバンスド・ピアサポーター（以下「APS」という。）の資格要件（1）～（7）をそれぞれ満たした場合のみ、その支援活動を行うことができる。

2. 間接支援

- ・バリアフリーマップの作成
- ・啓発活動

3. その他、上記以外の支援活動

4. APS およびエキスパート・ピアサポーター（以下「EPS」という。）の活動

上記の活動に加え、APS については、SPS が行う活動のマネジメント・助言・指導、PS 活動全体のマネジメントに携わり、支援スキルの水準の維持・向上のため、各種研修会に係る企画・開催等を行うなどの活動を行う。

さらに、EPS については、PS 全体に対し、専門的知識や経験をもとにして、各活動内容に関する多角的視点の提示や育成に携わる。

アクセシビリティ・ピアサポーター活動参加申込書

令和●年度アクセシビリティ・ピアサポーターとして活動することを希望します。

申込日： 年 月 日

申請	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 区分変更		
申込区分	<input type="checkbox"/> スタンダード・ピアサポーター (SPS) <input type="checkbox"/> アドバンスド・ピアサポーター (APS) ※いずれかにチェックし、裏面の資格要件確認表を記入すること		
ふりがな 氏名			
学部(府)名		学生番号	
電話		E-Mail	
志望理由 ※新規のみ			
	※区分変更(変更後の区分の資格要件を満たした日： 年 月 日)		

推薦所見(指導教員等が記載・署名を行うこと。)

アクセシビリティ・ピアサポーター学生として推薦します。
(その他、特記事項があれば記載してください。)

所 属 _____

職名・氏名 _____

アクセシビリティ・ピアサポーター 資格要件確認表

1. アクセシビリティ関連授業科目の履修状況について (SPS/APS 2科目以上必要)

※履修済=○、履修予定=△を記入

履修	基幹教育科目 (高年次含)	履修	教育学部 専攻教育科目
	①バリアフリー支援入門		①アクセシビリティ心理学講義Ⅰ
	②ユニバーサルデザイン研究		②アクセシビリティ心理学講義Ⅱ
	③アクセシビリティ入門		③アクセシビリティ心理学演習
	④アクセシビリティ支援入門		④アクセシビリティ実践演習
	⑤アクセシビリティ基礎		
	⑥アクセシビリティマネジメント研究		

2. 直接支援活動資格取得状況 (APS: (1)~(7)のうち1つ以上必要)

(EPS: A~Fの領域から2つ以上必要)

領域	要件	直接支援活動内容	満たした要件
A		<u>(1) パソコンノートテイク</u>	PCノートテイク講座修了
		<u>(2) 字幕挿入</u>	字幕挿入講座修了
B		<u>(3) 手話サポーター</u> (①か②のいずれか または ③④両方)	①手話通訳士試験合格者
			②手話通訳者全国統一試験合格
			③IN室主催の手話講座修了
			④全国手話検定3級以上
C		<u>(4) 車椅子ガイドヘルプ</u> (①~③のいずれか または ④⑤両方)	①厚労省認定の移動介護従事者養成講座修了
			②介護福祉士
			③社会福祉士
			④IN室主催の車椅子ガイドヘルプ講座修了
			⑤IN室で一定水準の技術があると認められる
D		<u>(5) 視覚障害者ガイドヘルプ</u> (①~③のいずれか または ④⑤両方)	①厚労省認定の同行援護従業者養成研修修了
			②介護福祉士
			③社会福祉士
			④IN室が主催する視覚障害者ガイドヘルプ講座修了
			⑤IN室で一定水準の技術があると認められる
E		<u>(6) 発達・精神障害者への支援</u> (①~⑦のいずれか)	①臨床心理士
			②公認心理師
			③精神保健福祉士
			④社会福祉士
			⑤特別支援学校教諭免許状
			⑥特別支援教育士
			⑦障害児者への学習支援等の実務経験15時間以上
F		<u>(7) その他の支援</u>	IN室で一定水準の技術があると認められる

3. アクセシビリティリーダー育成協議会認定資格取得状況 (APS: 1級が必要)

() 1級 取得済 (取得年月日: 年 月)

【資格要件】 ※資格要件の詳細は、要項の「別紙1」参照

スタンダード・ピアサポーター (SPS) 資格要件: 「1」を満たす者

アドバンスド・ピアサポーター (APS) 資格要件: 「1」「2」「3」を満たす者